ルーミス・グローバル債券ファンド(毎月決算型)

マンスリーレポート
2026年10月30日基準

追加型投信／海外／債券

運用実績

運用実績の推移

(設定日:2007年1月31日)

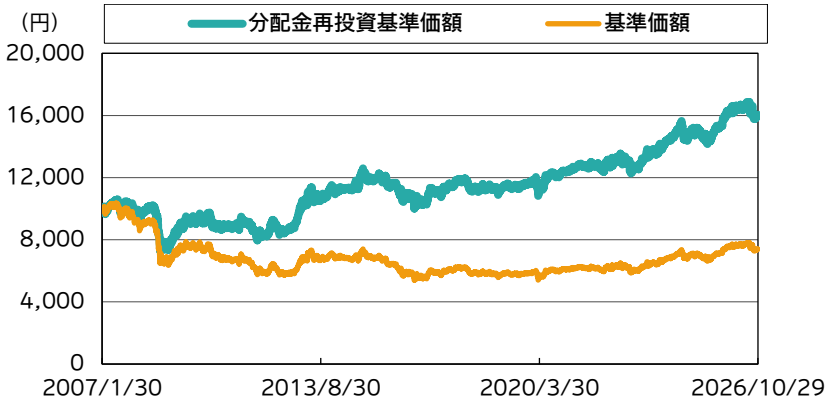

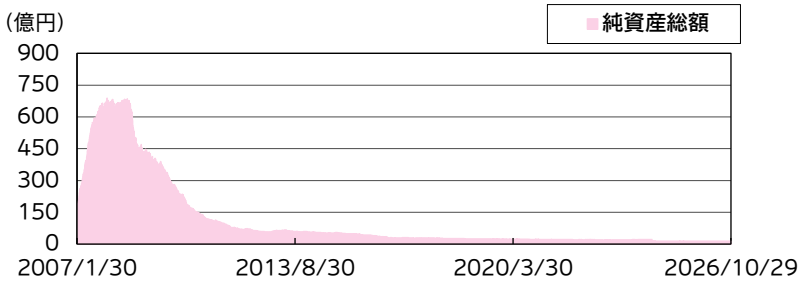

※基準価額は、信託報酬控除後の価額です。設定前営業日を10,000円として指数化しています。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。

基準価額・純資産総額

	当月末	前月末
基準価額(円)	7,402	7,305
純資産総額(百万円)	1,189	1,349

※基準価額は、1万口当たり。

	基準価額(円)	基準日
設定来高値	10,367	2007/07/09
設定来安値	5,388	2016/06/24

※同一の基準価額が複数ある場合、直近の日付を表示しています。

騰落率(税引前分配金再投資)(%)

1ヵ月	1.4
3ヵ月	-3.5
6ヵ月	-3.8
1年	0.1
3年	18.0
5年	23.8
10年	52.5
設定来	60.2

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。
※各期間は、基準日から過去に遡っています。また、設定来の騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

分配金の実績(税引前)(直近1年分)

期	決算日	分配金(円)	期	決算日	分配金(円)
第225期	2025/11/10	5	第231期	2026/05/11	5
第226期	2025/12/10	5	第232期	2026/06/10	5
第227期	2026/01/13	5	第233期	2026/07/10	5
第228期	2026/02/10	5	第234期	2026/08/10	5
第229期	2026/03/10	5	第235期	2026/09/10	5
第230期	2026/04/10	5	第236期	2026/10/13	5
			設定来累計分配金		5,415

※分配金は、1万口当たりの金額です。
※分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ポートフォリオ構成 (%)

債券現物	94.4
現金等	5.6
合計	100.0
債券先物	-
債券実質組入(現物＋先物)	94.4

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。
※現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

アセットマネジメントOne

ルーミス・グローバル債券ファンド(毎月決算型)

基準価額変動の要因分析(前月末比)(円)

	米ドル	ユーロ	英ポンド	その他	合計
キャピタル	62	19	2	12	94
インカム	13	4	1	5	23
為替要因	5	-21	3	10	-3
小計	79	1	7	27	114
信託報酬					-10
その他要因					-2
分配金					-5
合計					97

※要因分析は、組入有価証券の値動き等が基準価額に与えた影響等をご理解いただくために簡便的に計算した概算値であり、その完全性、正確性を保証するものではありません。

ポートフォリオの状況

最終利回り(%)	4.64
直接利回り(%)	3.68
修正デュレーション(年)	5.8
信用格付け	AA

※組入債券の各データを純資産総額に対する割合で加重平均しています。(信用格付けを除く。)
※修正デュレーションは、債券価格の金利変動に対する感応度を示す指標です。この値が大きいほど、金利が変化した際の債券の価格変動が大きくなります。
※信用格付けは、各債券の信用格付けを組入有価証券評価額に対する割合で加重平均したものであり、ファンドの信用格付けではありません。格付機関(S&PおよびMoody's)による上位のものを採用し、+・-等の符号は省略して表示しています。(表記方法はS&Pに準拠)
※将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

資産配分比率(%)

先進国の投資適格債	87.3
主要先進国の国債	44.4
国際機関債	1.3
主要先進国の社債	25.9
その他先進国の公社債	15.7
先進国の高利回り債	0.7
新興国の公社債	6.4
その他資産	5.6

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。
※その他資産には、現金、経過利息等を含みます。
※主要先進国とは、G7加盟国・ユーロ導入国を表しています。

残存期間別組入比率(%)

残存年数	組入比率
1年未満	11.5
1年以上3年未満	13.7
3年以上5年未満	14.1
5年以上7年未満	7.2
7年以上10年未満	26.5
10年以上	21.5

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。

組入上位10通貨(%)

	通貨	組入比率
1	米ドル	49.9
2	ユーロ	22.8
3	英ポンド	3.3
4	韓国ウォン	3.3
5	カナダドル	3.1
6	マレーシアリンギット	3.0
7	オーストラリアドル	2.7
8	シンガポールドル	2.1
9	コロンビア・ペソ	1.8
10	日本円	1.6

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One | アセットマネジメントOne

ルーミス・グローバル債券ファンド(毎月決算型)

種別組入比率（%）

	種別	組入比率
1	国債	60.2
2	社債	26.9
3	地方債	3.4
4	担保付金融債	2.7
5	政府機関債	1.3
	現金等	5.6
	合計	100.0

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。

格付別組入比率（%）

格付け	組入比率
AAA	17.8
AA	35.6
A	20.1
BBB	19.8
BB以下	1.2
格付けなし	-
現金等	5.6
合計	100.0

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。
※格付けについては、格付機関(S&PおよびMoody's)による格付けの上位のものを採用し、＋・－等の符号は省略して表示しています。(表記方法はS&Pに準拠)

組入上位10銘柄（組入銘柄数 136）

	銘柄	クーポン(%)	償還日	格付け	組入比率(%)
1	米国国債	1.375	2028/12/31	AA	4.2
2	米国国債	2.750	2027/07/31	AA	4.0
3	米国国債	4.625	2036/08/15	AA	3.8
4	米国国債	3.500	2027/09/30	AA	3.7
5	米国国債	4.750	2028/09/30	AA	3.0
6	ドイツ国債	2.900	2036/02/15	AAA	2.6
7	チリ国債	2.450	2031/01/31	A	2.4
8	米国国債	1.750	2041/08/15	AA	2.3
9	シンガポール国債	2.750	2035/03/01	AAA	2.1
10	米国国債(物価連動)	1.875	2035/07/15	AA	1.9

※組入比率は、純資産総額に対する実質的な割合です。
※格付けについては、格付機関(S&PおよびMoody's)による格付けの上位のものを採用し、＋・－等の符号は省略して表示しています。(表記方法はS&Pに準拠)
※当該個別銘柄の掲示は、銘柄推奨を目的としたものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

マーケット動向とファンドの動き

基準価額(分配金再投資)は上昇しました。キャピタルおよびインカムがプラスに寄与した一方で、為替要因がマイナスに影響しました。
米国10年国債市場は、上昇(利回りは低下)しました。上旬は、米国景気の底堅さを背景に上値の重い展開となりましたが、その後は中東情勢を巡る懸念の一服を受けて上昇しました。下旬は、AI関連銘柄を中心とした株価下落を受け、リスク回避の国債買いが入り、一段と上昇しました。
ドイツ10年国債市場は、上昇(利回りは低下)しました。フランスの財政悪化懸念や地政学リスクを背景とした安全資産需要に加え、ECB(欧州中央銀行)の金融引き締めに慎重な姿勢が上昇要因となりました。
信用スプレッドは、米国は通信セクターやテクノロジーセクターを中心に、欧州は金融会社セクターやREITセクターを中心に拡大しました。
為替要因は、米ドルがプラスに寄与した一方で、ユーロはマイナスに影響しました。
米ドルは、中東情勢の緊迫化懸念や原油価格の上昇などが上昇要因となりましたが、ユーロは、フランスの財政悪化・社会不安、エネルギー高などが下落要因となりました。

今後のマーケット見通しと今後の運用方針

米国では、景気の底堅さや原油価格の高止まりによる金利上昇に留意が必要です。一方、米国金利は楽観的な成長見通しや相応の不確実性を織り込んでいると考えられることから、金利上昇が抑制される可能性もあります。欧州では、財政政策や金融環境の改善を背景に、景気は底堅く推移するとみられる一方、インフレ圧力の高まりを受け、追加利上げ観測も根強い状況です。
債券種別配分については、相対的に収益の安定した業種などを選好しつつ、引き続き相対的に利回り水準が高い社債に投資妙味があると考えます。
このような中、当ファンドは、ファンダメンタルズ分析の下、流動性に留意しつつ、割安な銘柄への投資機会を探っていきます。資産配分については、「先進国の投資適格債」の組入比率を基本配分比率(60%)よりも高めで維持する方針です。

※マーケット動向とファンドの動きは、過去の実績であり将来の運用成果等をお約束するものではありません。また、見通しと運用方針は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、原則、四捨五入して表示しています。
※当資料中の各数値等は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

ファンドの特色

日本を除く世界各国の公社債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

1. 日本を除く世界各国の公社債に幅広く分散投資を行います。

- 先進国の投資適格債、先進国の高利回り債および新興国の公社債など世界各国の公社債に幅広く分散投資を行い、高い利息収入の確保と値上がり益の獲得を目指します。
  - 当ファンドにおいて先進国とは、OECD(経済協力開発機構)加盟国および国際機関等をいい、それ以外の国を新興国とします。また、発行体の国籍が新興国の場合または新興国通貨建ての場合を新興国の公社債とします。なお、公社債の発行体を勘案し、委託会社または運用委託先が同等と認めるものを先進国に含む場合があります。
  - 投資適格債とは、格付けがBBB格相当(S&P社によるBBB－格もしくはムーディーズ社によるBaa3格)以上のものをいい、高利回り債とは、格付けがBB格相当(S&P社によるBB＋格もしくはムーディーズ社によるBa1格)以下のものをいいます。当ファンドでは、同一銘柄でS&P社とムーディーズ社における格付けが異なる場合、高い方の格付けを採用します。また、格付けのない公社債について、委託会社または運用委託先が独自に信用度(格付け)を判断する場合があります。
- ファンド全体の加重平均格付けは、BBB格相当以上に維持することを基本とします。
  - 加重平均格付けとは、各組入公社債等の格付けを、それぞれの公社債等の組入比率に応じて加重平均して算出した格付けであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。
- 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
  - 同一発行体の発行する公社債への投資割合については、先進国における投資適格債は、政府およびその代理機関、国際機関等が発行・保証する公社債を除き、信託財産の純資産総額の10%、先進国の高利回り債および新興国の公社債については、信託財産の純資産総額の5%を各々上限とします。

2. 以下の配分比率を基本として、投資環境に応じた機動的な資産配分を行います。

- 先進国の投資適格債60%、先進国の高利回り債20%、新興国の公社債20%を基本配分比率とします。

3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- 世界各国の公社債からの利息収入を直接享受するため、外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いませんが、世界各国の多様な通貨建て公社債に分散投資を行うことにより、ファンド全体としての為替変動リスクの低減を図ります。

4. ルーミス・セイレス社がグローバルな調査力を駆使してマザーファンドの運用を行います。

- マザーファンドにおける円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を、ルーミス・セイレス社に委託します。

5. 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、利息収入相当分を中心に、毎月安定した収益分配を目指します。

(分配方針)

- ◆ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。以下同じ。)等の全額とします。
- ◆ 分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ◆ 売買益等については、原則として毎年5月および11月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。
- ◆ 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※ 原則として、安定した収益分配を行うことを目指しておりますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

Asset Management One アセットマネジメントOne

主な投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。
これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。
なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

● 金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

● 為替変動リスク

当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

● 信用リスク

当ファンドが投資する公社債等の発行体が、財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはその可能性が高まった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

● 流動性リスク

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があります。当ファンドが投資対象の一部とする信用度が低い低格付けの公社債は、市場規模や取引量が相対的に小さく、当ファンドが保有する低格付けの公社債等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

● カントリーリスク

当ファンドの投資先となっている国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口＝1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	購入申込受付日から起算して5営業日目までにお支払いください。 ※なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に購入代金をお支払いいただく場合があります。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。

信託期間	無期限(2007年1月31日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

ファンドの費用

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、**2.75%(税抜2.5%)**を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	ありません。

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.65%(税抜1.5%)** ※信託報酬には、ルーミス・グローバル債券マザーファンドの円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(ルーミス・セイレス社)に対する報酬(当ファンドの毎日の純資産総額に応じ、当該純資産総額に当ファンドにおける当該マザーファンドの毎日の組入比率を乗じて得た額に年0.50%を上限とした率を乗じて得た額)が含まれます。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用　等 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

投資信託に関する留意点

投資信託は、

●預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

●購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。

●投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。

●お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

●投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

●当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

●当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

委託会社およびファンドの関係法人

＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会:一般社団法人資産運用業協会
＜受託会社＞三菱UFJ信託銀行株式会社
＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください。

委託会社の照会先

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター　0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)
ホームページ　URL https://www.am-one.co.jp/

販売会社一覧（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2026年11月11日現在

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
みずほ証券株式会社 ※4	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○	※1

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。
●販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
＜備考欄について＞
※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。
※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。
※4 一般社団法人日本STO協会にも加入しています。

（原則、金融機関コード順）

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、
投資信託説明書（交付目論見書）ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

ルーミス・グローバル債券ファンド(毎月決算型)

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

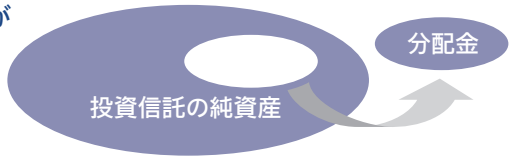

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)　②有価証券売買益・評価益(経費控除後)　③分配準備積立金　④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

ケースA

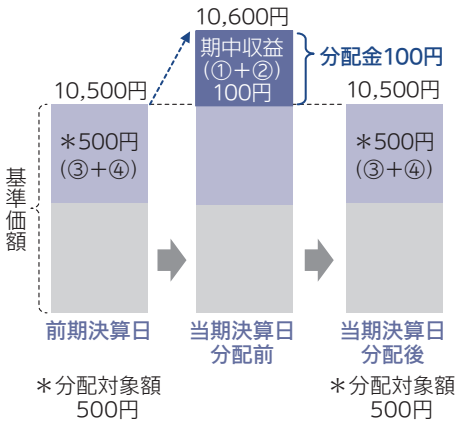

＊分配対象額500円　＊分配対象額500円

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースB
<前期決算日から基準価額が上昇した場合>

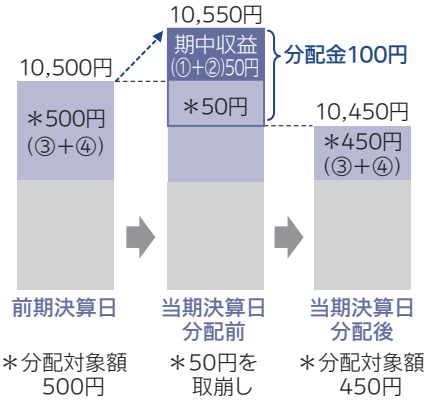

＊分配対象額500円　＊50円を取崩し　＊分配対象額450円

ケースC
<前期決算日から基準価額が下落した場合>

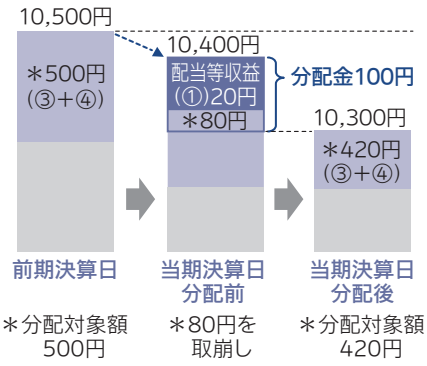

＊分配対象額500円　＊80円を取崩し　＊分配対象額420円

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA	分配金受取額100円 ＋ 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	0円 ＝ 100円
ケースB	分配金受取額100円 ＋ 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	▲50円 ＝ 50円
ケースC	分配金受取額100円 ＋ 当期決算日と前期決算日との基準価額の差	▲200円 ＝ ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご留意ください。

投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

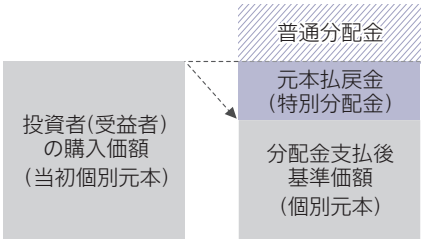

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

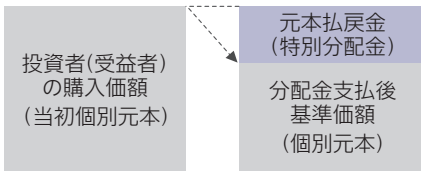

普通分配金:個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的としてアセットマネジメントOneが作成した資料であり、投資信託説明書(交付目論見書)ではありません。
「投資信託に関する留意点」、「当資料のお取扱いについてのご注意」をよくお読みください。

アセットマネジメントOne